

# 一八世紀イギリスの大所領の形成： キングストン公領の分析

岩 村 満

## The Formation of Great Estate in the Eighteenth Century England: the Analysis of the Kingston Duchy's Estate

Mitsuru IWAMURA

### Abstract

The main purpose of this note is to analysis how the Kingston Duchy's Estate was formated through clarifying the substance of land market in the first half of eighteenth century.

The Pierrepont family constructed the great estate by means of inheritance and marriage from the late seventeenth century to the early eighteenth century. As these brought the property distance from the main estate, so the Duchy's estate was scattered.

On the other hand, buying up of total number of 99, total price of 26,119.2.1 concentrated in the central estates, and this fact amplified the above mentioned estates.

The causes that made up the land market, were small farmer's economic distress, their divided succession, and landlord's financial stringency.

The land purchase was promoted under the financial stringency except the guardianship period. The said family paid this acquisition by mortgage of the existing properties, their sell-out, borrowing from Mr. Hoar, the London banker the bond and installment.

一八世紀イギリスの土地所有における特徴の一つは、大土地所有の形成であった。そして、周知の如く、そうした大所領は所有地を纏めていくようなものであった。ところが、所領形成の主たる要因であった相続と婚姻は所領の散在を齎したため、ここでの大所領は所有地が分散したのである<sup>1)</sup>。

然らば、当世紀において、如何なる要因が作用していたが故に、所有地が纏っていったのであろうか。従来、一八世紀の土地所有に関する議論<sup>2)</sup>は、こうした所領形成の観点を全く欠くものであった。そこで、本稿では、一八世紀中

葉のイングランドにおいて最大級の所領の一つに数えられていたキングストン公領<sup>3)</sup>を取り上げ、その所領形成のあり方について具体的に検討する。

一八世紀のイギリスでは、相続と婚姻だけからするならば、所領は著しく散在した<sup>4)</sup>。というのは、この時期には家系の途絶が頻繁に生じ、所領はよく女相続人や傍系相続人へ受け継がれていったからである。そして、それらが齎す所領は、当時婚姻の取り結ばれる地域が広い範囲に及ぶようになったために、中心所領からは遠く離れた地に所在することになった。斯くして、相続や婚姻に依って拡大した一八世紀の大所領は、数多くの遠隔所領を含み、所有地が分散したのである。

しかし、近年のイギリスでの研究は所領の形

平成6年10月18日受理  
総合教育センター 講師

第1表 当主の妻の婚姻以前の居住地  
—ヨークシアの93の準男爵について—

	ヨークシア	ヨークシア以外
1661～1980	10	13
1681～1700	10	13
1701～1720	10	13
1721～1740	12	14
1741～1760	11	15
1761～1780	12	22
1781～1800	4	20

典拠：P. Roebuck, *Yorkshire Baronets 1640-1760* (1980). p 54.

成に係るものとして、相続や婚姻に加えて、活発な土地市場が存在したことを指摘している。これらに依れば、一八世紀に、リンカーンシアでは在地の郷土や自由土地保有農が近隣の土地を購入して勃興したり<sup>5)</sup>、またカンブリアでは市場に齎された貴族所領を郷土層が買い集めたりした<sup>6)</sup>。

勿論、上述した地方で活発な土地取引が行われたのは、地域的特殊性だけから説明され得るものではない。カンブリアを例にとれば、それは辺境に位置し、大所領形成の魅力が稀薄であったことだけの理由で、貴族の所領が売却されるに至ったわけではなかった。

このことは一八世紀イギリスの地主の財政事情とも密接に係っていた<sup>7)</sup>。当時の地主家門は家政での支出の急増が多額の債務を累積せしめ、財政は極めて悪化していたのである。

そうした家門は土地所有の安定を齎したといわれている厳格な家族継承的不動産設定の発展と抵当市場の拡大を以てしても、所領の保全が不可能であった。というのは、相続や婚姻が齎した遠隔所領は通常、この不動産保護の施策が措置されることがなく<sup>8)</sup>、財政逼迫の折には容易に売却可能な状態に置かれていたからである。その上、抵当市場の拡大は地主の財政危機を救うというよりは、むしろ安易な借入れを増大せしめることに依って、財政破綻を助長せしめるものであった<sup>9)</sup>。

こうしたことからして、一八世紀の地主財政の悪化は結局、所領の売却を惹き起こした<sup>10)</sup>。それ故、また、土地市場が活況を呈したのが地域的に限定されるとか、或いは一八世紀の後半に土地市場が閉塞してしまうとかいうことはなかった<sup>11)</sup>。

しかしながら、斯くの如き豊かな成果を齎した研究ではあっても、それらは土地所有の動向についての概括的記述にとどまるものばかりであった。一八世紀の土地市場が所領の形成に果たした役割については、ここでも具体的には明らかにされてはいないのである。

そこで、以下ではキングストン公領に係る土地市場の実態を明らかにしつつ、当公領がそれを媒介にして如何なる発展を遂げていったのかをみとめる。所領の形成は地主財政とも密接に係ってくるので、この点も併せて検討する。

尚、ここでは土地譲渡に関する史料<sup>12)</sup>にとどまらず、所領会計簿及びロンドンの銀行業者ホア Hoare のもとにある口座会計簿<sup>13)</sup>をも分析する。こうすることで所領形成を単なる土地の購入としてみるのではなく、一八世紀の地主のあり方から探ることが可能となる。

## 二

キングストン公領は第二代公爵イーヴリン Evelyn が継承した 1726 年には九つの州に及び、併せて 2 万エーカー以上にのぼる大所領を形成していた<sup>14)</sup>。そして、この大所領は膨大な遠隔所領を有していた。

所領の中心はノッティンガムシアのゾーズビー Thoresby 並びにホルム・ピアポント Holme-pierrepoint 周辺であった。しかし、これらの本領が齎した収入は、1726 年度をとってみれば、僅か 5,564 磅であり、総所領収入 13,886 磅の 40 パーセントを占めただけであった。実に、収入の 60 パーセントはノッティンガムシアを除く他の八つの州に散在する所領が齎していた<sup>15)</sup>。

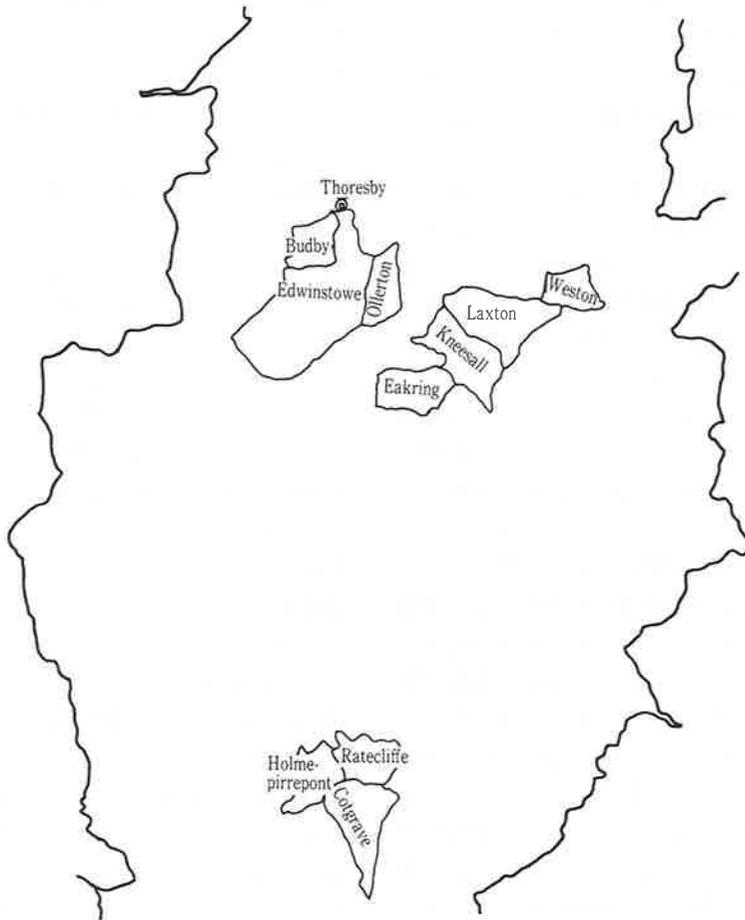
当家にあっても、こうした所有地の分散を惹き起こしたのは、相続と婚姻の二つの要因であった。就中、一七世紀から一八世紀初めにおける一連の女相続人との婚姻が、周辺所領の拡大に繋がった。

即ち、初代キングストン伯の第二子ウィリアム William の妻エリザベス Elizabeth, 及び彼らの長子ロバート Robert の妻エリザベス Elizabeth は、共に女相続人であった。そして、ピアポント家は両エリザベスの生家が家門の継承に失敗したことに依って、各々からシュロップシアのトング・キャッスル Tong Castle と

ウィルトシアのウェスト・ディーン West Dene の所領を獲得した。同様に、第二代公爵の母ラッチェル Rachell からウィルトシアのブラッドフォード Bradford の大所領が齎された<sup>16)</sup>。

加えて、相続は1715年にバッキンガムシアのハンスロープ Hanslope にある一纏りの所領を付け加えた。この所領は初代公爵の叔父ジャーバス Gervas が直系相続人を欠いたために、残余権を有していた当家に譲渡されたものであった<sup>17)</sup>。

このように、相続と婚姻が齎した所領は、西



第1図 ノッティンガムシア内の土地購入が進められた中心所領の所在地。

部諸州或いはロンドン近郊といった、本領からは遠隔の地に所在した。ただ、これらは個々のみにみれば、かなり纏りをもっていた。先にあげた所領は何れも一教区もしくは一村落に集中していただけではなく、その規模もまた極めて大きかった。1726年の所領収入を調べると、トング・キャッスル 1,030 磅、ウェスト・ディーン 536 磅、ハンスロープ 1,554 磅であった<sup>18)</sup>。それに対して、本領で最大の収入を齎した所領といっても、カトグレイヴ Catgrave の 588 磅とラクストン Laxton の 596 磅にとどまるだけであった<sup>19)</sup>。

次に、以上のような所領の散在を惹き起こした相続や婚姻に対して、土地市場が当公領の形

成に如何に係っていたのかを探ってみる。

まず、全体的な土地購入状況を概観すると、1723年から43年までに購入された土地は99件、総価額 26,119 磅 2 志 1 片であった<sup>20)</sup>。

こうした購入地を価額規模別に示したのが、表 2 である。この表から、土地は 2 件を除けば、小価額のものが多いのが判る。50 磅未満が全体の 42 パーセントを占め、更にこれが 100 磅未満になると、過半数を越え、58 パーセントに達する。

この小価額地は極めて小さな地片であったことが窺える。例えば、1743年、カトグレイヴのロバート・バトラー Robert Butler から 7 磅で購入した土地は、2 ロッド 31 パーチに過ぎなかった<sup>21)</sup>。また、100 磅の購入地でも僅か 10 エーカー程度であったことが、同村のジョージ・ブラウン George Brown からの取得が示している<sup>22)</sup>。同様に、比較的規模の大きなばあいについても、同村のマンディー・マスターズ Mundy Musters 郷紳から購入した 455 磅 8 志の土地は、せいぜい 20 エーカーであった<sup>23)</sup>。

従って、購入地は大半が 20 エーカーに満たないもので、その中には 1 エーカーに達しないものも数多くあった。ところで、件数では僅か 2 件だけではあるが、ラトクリフ Ratecliff とカトグレイヴにおいて一千磅を越す購入地がみられる。これらについては後にみてる。

更に、購入地を地域で纏めれば、総件数の 85 パーセントが中心所領の所在地に集中した。

続いて、以上の特徴をもつ土地購入は具体的には如何なる様相を呈して進展していったのか、詳細に考察する。

以下では、対象となる時期を三つの期間に分けた。それは初代公爵の晩年期 (1723~25 年)、第二代公爵の後見期 (1726~32 年)、そして第二代公爵の直接経営期 (1733~43 年) である。このように区切ったのは、地主の未成年期の後見人に依る所領経営は、地主の直接経営とは全く異なった方針で運営されていたからである<sup>24)</sup>。

第 2 表 価格規模別の土地購入件数

	中心所領の所在地	ラトクリフ Ratecliff	カトグレイヴ Catgrave	ガムストーン Gamstone	ニーザル Kneesal	ラクストン Laxton	オラートン Ollerton	イークリング Eakring	ウェストン Weston	エドウィンストウ Edwinstow	バドギー Badby	州内の他の所在地	州外の所在地	
50 磅未満	29	(1)	(4)	(9)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	2	3	34		
50~100	17	(1)	(3)	(2)		(1)		(1)	(1)	1		18		
101~200	12	(1)	(1)		(6)					(4)		2	14	
201~300	9	(2)		(1)	(1)					(5)	2	1	12	
301~400	5	(1)								(4)		1	6	
401~500	5								(1)	(4)			5	
501~600	3	(1)	(1)							(2)	1		4	
601~700	3	(1)	(1)							(1)			3	
701~800												1	1	
801~900														
901~1000														
1001 磅以上	2	(1)	(1)										2	
	85	(5)	(6)	(1)	(8)	(18)	(1)	(2)	(2)	(1)	(4)	6	8	99

典拠：British Library, Egerton MSS 3528

第3表 一八世紀前半におけるピアポイント家の土地購入の件数と価額

(価額の単位：磅志片)

	初代公爵免年期 <sup>イ)</sup>		第二代公爵後期 <sup>ロ)</sup>		第二代公爵直接経営期 <sup>ハ)</sup>		総計	
	件数	価額	件数	価額	件数	価額	件数	価額
ノッティンガムシアの中心所領の所在地	3	6775.0.0	14	1033.16.5	68	15647.14.8	85	23456.11.1
ラトクリフ	(3)	(6775.0.0)	(1)	(168.15.0)	(1)	(80.0.0)	(5)	(7023.15.0)
カトグレイブ	—	—	—	—	(6)	(6147.7.4)	(6)	(6147.7.4)
ガムストーン	—	—	—	—	(1)	(600.0.0)	(1)	(600.0.0)
ニーザル	—	—	(3)	(436.0.0)	(5)	(159.10.0)	(8)	(59510.0)
ラクストーン	—	—	(9)	(374.15.0)	(9)	(871.18.0)	(18)	(1246.13.0)
オラートン	—	—	—	—	(1)	(14.9.4)	(1)	(14.9.4)
イークリング	—	—	—	—	(2)	(32.10.0)	(2)	(32.10.0)
ウェストン	—	—	(1)	(54.6.5)	(1)	(9.4.0)	(2)	(63.10.5)
エドウィンストウ	—	—	—	—	(1)	(400.0.0)	(1)	(400.0.0)
バドビー	—	—	—	—	(4)	(7366.6.0)	(4)	(7366.60)
州内のその他の所在地	2	735.10.0	1	10.0.0	3	319.0.0	6	1064.10.0
州外の所在地	6	1567.10.0	—	—	2	30.11.0	8	1598.1.0
総計	11	9078.0.0	15	1043.16.5	73	1.5997.5.8	99	26119.2.1

典拠：British library. Egerton M.S.S 3528  
 イ) 1723年～1725/6年3月  
 ロ) 1726年4月～1732年  
 ハ) 1733年～1743年

表3は先に示した価額規模別の土地購入の実態を、この三つの時期ごとに実際の価額で以て纏め直したものである。

まず最初に、初代公爵の晩年期について検討する。この時期に購入された土地は11件、総価額9,078磅にのぼった。これらの購入はその目的でみれば、囲込みと相続の二つに大別される。

そのうち、囲込みのための購入は主として遠隔地で進められた。即ち、それはヨークシアのアドウィック Adwick, ウィルトシアのイースト・グリムステッド East Grimsted, サウザンプトンシアのトレンチムーア Trenchmoor, ダービーシアのペイトン Beighton で生じた。そして、それらの購入地は何れも自由保有地で、

年地代が5ないし26磅の小地片であった<sup>25)</sup>。

イースト・グリムステッドを例にとれば、これらの購入と囲込みとの関連の一端が判る。一自由保有地の購入に依って、当家は同村において共同権が附帯した全ての土地を保有することになった。そして、このことが共同地を含む全村の囲込みを齎したのであった<sup>26)</sup>。

他方、相続のための購入は、中心所領ラトクリフでの6,455磅の比較的纏ったものであった<sup>27)</sup>。これは1724年に初代公爵が孫のドーチェスターDorchester 卿(後の第二代キングストーン公)への継承を意図して、前述のマスターズ郷紳から買い求めた所領であった。

こうした購入がラトクリフでなされたのは、当地は1688年にマナー領主権の半分が購入さ

れて以来、邸宅にも近く、中心所領の一つの見做されていたからに他ならない<sup>28)</sup>。同地では更に、280 磅と 40 磅の 2 件の自由保有地が購入され<sup>29)</sup>、所有地はより一層拡充した。

従って、初代公爵の晩年期には、遠隔地の所領において囲込みのための土地購入の進展をみる一方で、相続を目的とした土地取得に依って、本領は所有地が集積したことが知れる。

後見期に入ると、所有地の拡大は中心所領に限定され、加えて、それは規模が著しく縮小した。7 年間で僅か 15 件、1,043 磅 16 志 5 片の購入地は大半が中心所領の所在地であるラクストンとニーザル Kneesal の 2 村落に集中した。

ラクストンで史料に 'several parcel' や 'some land' と記された極めて小さな地片が買い集められた。取り分け、購入価額 30 磅未満の土地は 7 件にものぼった<sup>30)</sup>。

他方、ニーザルでは 3 件共に家屋敷地或いは小屋付きの土地であった<sup>31)</sup>。例を示せば、27 年にメサム Metham 夫妻から 300 磅で購入した土地には家屋敷地が含まれていたし、また、32 年にピーターネル Peterner から 90 磅で購入した土地は小屋付きであった。

土地以外では、エドウィンストウ Edwinstow 教区の十分の一税徴収権のリース権が 359 磅 5 志で、リンカーンの主席司祭から譲り受けられている<sup>32)</sup>。このリース権の購入は所有地の統合と密接に係っているのが、次の期間の所領形成から判る。

第二代公爵の直接経営は先代の晩年期を凌ぐ規模で所領を拡充した。前期間に引き続くラクストンやニーザルでの土地獲得に加えて、新たにカトグレイヴやバドビー Budby での大規模な集積がみられた。当時期の購入は 73 件、15,997 磅 5 志 8 片にのぼった。この中には 20 件、5,412 磅の騰本保有権の購入が含まれている<sup>33)</sup>。

本領の拡充の中でも、特にソーズビー邸宅に隣接するバドビー村落では、1734 年と 42 年の組織的購入に依って家屋、自由保有地、及び騰

本保有地の全てが当家の所有に帰した<sup>34)</sup>。先の 20 件の騰本保有権の購入はここで生じた。

同村で村落全体に及ぶ所有権の獲得が進められたのは、当初この地は廃村のうえで、邸宅附属の手作り農場やパークに組み入れられることになっていたからである<sup>35)</sup>。それ故、前以て同村の保有地の負担となっていたエドウィンストウ教区の十分の一税徴収権のリース権が確保されたり、或いはバドビーだけではなく、他にも邸宅に隣接したオラートン Ollerton やエドウィンストウで土地が購入された<sup>36)</sup>。

尤も、邸宅構築の一環として造成された手作り農場は、後に大半が農民に貸し出された。1746 年度を捉ってみれば、ゾーズビーの所領会計簿は 246 磅 1 志 2 片の地代収入を計上している<sup>37)</sup>。従って、バドビーでの邸宅構築を名目とした保有権の取得は、結果として農地の統合を齎したことになる。

この他にも、所有地の拡充はカトグレイヴでみられた。41 年にジョン・ホワイト John White 郷紳から譲り受けた所領は価額五千磅の修道院領で、主として三つの囲い地からなった<sup>38)</sup>。

また、ラクストンやニーザルでは先の期間と同様、小価額の地片や家屋付きの土地の購入が進められた。更に、前述のラトクリフなどの中心所領の所在地でも小地片が購入されている<sup>39)</sup>。

こうした本領での土地購入に対して、周辺所領でのそれは 2 件、30 磅 11 志に過ぎなかった<sup>40)</sup>。

それ故、直接経営期には本領が中心となって所領が拡大したといえる。それは大規模には、邸宅造成を契機としたバドビー村落での全村に及ぶ所有地の統合、並びにカトグレイヴでの修道院領の購入に依って進展した。同時に、他方では小地片や家屋敷地の購入がラクストンやニーザルなどの所有地を纏めていった。

以上、一八世紀前半を三つの期間に分け、キングストン公領が土地市場を媒介として如何に形成されていったのかをみてきた。そして、こ

こから次のような所領形成の実態が明らかとなる。

先ず第一に、当公領は土地市場を媒介として、本領が頗る拡充した。実に、土地購入件数の82パーセントがそこに集中した。それは初代公爵の晩年期から第二代公爵の直接経営期におけるまで、一貫した展開であった。ただ、周辺所領における購入件数は僅かであったけれども、ここでは囲込みを目的とした特徴的な土地購入が4件なされた。囲込みが本領ではなく周辺所領でみられたのは、相続や婚姻が齎した所領は元々纏っていたが故に、小規模の土地獲得だけで囲込みが実施され得たからである。

第二に、当家が購入した土地は規模別に見て、所領と小規模な土地の二つに類別される。就中、所領の購入は2件に過ぎなかったけれども、これらには当家が購入に費した資金の半分以上が充当された。その上、2件の購入所領は何れも本領に所在した。

とはいえ、ここでは小規模な土地の購入は件数の大半を占めた。それというのも、ノッティンガムシアは当時なお開放耕地制度のもとで農民層の分解が著しく遅延し、小土地保有者が多数残存していたからに他ならない<sup>41)</sup>。

次節では更に、こうして進展した所領形成のあり方をより一層詳しく考察するために、土地市場の実情を探る。

### 三

最初に、土地が市場に齎されるに至った原因について調べてみる。その最大の要因は所有者の経済的困窮にあった。このことは購入地に課されていた多額の抵当負債の存在から窺える。

一七世紀中葉以降、大法官府裁判所が衡平法上の権利である受戻し権を、土地の譲渡抵当に広く展開させていった。このことが抵当権の設定が発展していった所以であった。この受戻し権の発展に依り、たとえ譲渡抵当設定者 Mortgazer が期限内の債務の弁済を果たし得ないで

抵当流れが生じたとしても、後に設定者は債務と利息を支払うことに依り、抵当物権を受け戻すことが可能となった<sup>42)</sup>。

しかし、実際には、抵当権が設定されたばあい、それは土地の所有者に過重な負担を課すことになり、遂には抵当地の売却を促す破目に陥らせた。1724年ラティクリフの自由保有地がジョン・ピルキングストン John Pilkington から280磅で購入された。因に、同保有地にはアンソニー・クラークソン Anthony Clarkson なる人物が、土地価額のおよそ2倍に値する510磅8志4片の抵当権を保持していた<sup>43)</sup>。

同様に、抵当債務の負担がその解消を不可能にせしめる程大きく、強いては売却を余儀なくせしめた小規模な土地の例として、44年にジェームズ・クック James Cook から購入されたイークリングの小囲い地があげられる<sup>44)</sup>。ジョン・ハーケ John Hirke はこの土地に37年に100磅、41年には新たに40磅の抵当債権を保持した<sup>45)</sup>。実にこれは土地価額20磅10志の6倍にものぼった。当家では他にも抵当設定地を2件購入している。

更に、農業以外の職業への就業資金の確保或いは年金の獲得のために、土地が売却された。次の例は34年にバドビー村落において当家が騰本保有地を一括して買い上げた際のものである。即ち、ジョン・ピートフィールド John Peatfield とジョン・ディーン John Dean は将来の子息の徒弟明けに備えて土地を売却した<sup>46)</sup>。また、インガム Ingham 未亡人は保有権の代わりに、そこに年金を設定するために土地を手離した<sup>47)</sup>。

加えて、農民層の分割相続の慣行が影響した。これが災いして、農民保有地は一経営地としての機能を喪失してしまう程の細分化の進行が見受けられた<sup>48)</sup>。それ故、ここでの売却の可能性は極めて大きかった。当家が43年、ラクストーンにおいて購入した80磅19志、81磅19志及び26磅の三つの地片はこうした相続地であり、リチャード・サモン Richard Salmon, リチャー

ド・ウルフイット Richard Woolfiet, ティモシー・ライト Timothy Right の各人がフランシス・グリーン Francis Green から受け継いだものであった<sup>49)</sup>。

特に、相続が保有地や家屋を半分ずつに分割したようなばあい、相続人は相続分を受け取るよりはむしろ売却してしまう方を望んだことが窺える。45年、ジョナサン・トルーマン Jonathan Truman から半分なる単位で購入した小屋付きの土地の例がある<sup>50)</sup>。

これまで小規模な土地が市場に齎された原因についてみてきた。そこで、こうした原因と当時の農業事情との関係について若干敷衍しておく。

一八世紀前半、イースト・アングリアでの穀作地の拡大と連綿と続いた豊作は穀物の過剰を齎し、穀価を著しく下落させ、農民層に多大な影響を与えた。殊に、重粘土質の開放耕地制度下にあったノッティンガムシアの小農は、経営基盤の脆弱さの故に、被害が甚だしく大きかった。というのも、彼らは穀作への依存の度合が高く、しかも、開放耕地制度の残存が他の作物への転換を困難にしていたからである<sup>51)</sup>。

こうした小農の経済的困窮と経営的限界が彼らの没落ないし他の職業への転出を惹き起こし、保有地売却の一因ともなっていた。また、同様な状況のもとで、農民層の相続慣行は保有地の細分化が経営条件を一層悪化させることに依り、売却へと繋った。

続いて、地主の土地市場への係り合いについて検討する。当時、土地市場の実情に精通していたのは、在地の地主層であった。彼らは土地市場を構成する中心的階層であった。それは彼らが土地を所有する最大の階層である一方で、彼らの所有地が頻繁に持ち手を代えたからである。その上、土地以外でも領主権、十分の一税徴収権、及び抵当権が地主相互の間で度々、譲渡された<sup>52)</sup>。加えて、地主は差配人の所領管理を通じて、地域一帯の土地所有者の経済状態をも詳しく知り得た<sup>53)</sup>。実際、当家では所領の差配人

を介して、件の土地の面積や借地の状況、更には土地の権原を調査している。

そして、地主は土地市場での有利な立場を活用し、なおかつ積極的に取引を行なっていた。その主たる方途は所有者に高額な買入れを申し出ることであった。これは1723年から26年にかけての困込みを目的とした土地購入にみられる。前述の如く、イースト・グリムステッドにおいて、ウィリアム・ピルドリム William Pildrim から購入された自由保有地の価額600磅は地代20磅の30ヶ年分に相当した<sup>54)</sup>。他の3件のばあいも同様であった。そこでの平均購入は31.6ヶ年買いにも達した<sup>55)</sup>。従って、当時の地価の平均を地代の20ヶ年分とすると<sup>56)</sup>、当家では困込みのために、如何に高額な支払いを行なうことで、必要な土地が獲得されていたかが判る。

纏った所領の購入においても平均価格を上回る支払いがなされた。先のマスターズ郷紳に係る6,455磅のばあい、年地代が220磅12志と記載されていることから<sup>57)</sup>、取得は29.3ヶ年買いであった。

更に、騰本書改め時の保有権の一括買上げに際しても、高い価額が支払われた形跡がある。イングランドでは騰本保有権の性格は地域的に著しい差違があり、自由に譲渡可能なものから領主が恣意的に没収しうるものまでであった。当家が有償にせよ一括購入できたのは、何も保有権の脆弱さだけに帰せられるものではない。35年、バドビーのソールペ Thorpe 夫妻から購入した1½エーカーの土地に44磅が支払われ、同じくアン・グッド Anne Good の3½エーカーには64磅が支払われている<sup>58)</sup>。これらの地代額は明らかではない。しかし、騰本保有地であったことを考え合わせると、購入価額は極めて高額であったと見做せる。

以上の考察から、公領の形成は当時の土地市場に豊富な物権が供給されていたという事情に加えて、地主が土地市場の状況を全般的に掌握し得る立場を以て、なおかつ高額払いでの購入

に依って押し進められた。

#### 四

前節においてピアポイント家は活発な土地市場を介して、積極的な所領拡大を計っていたことをみてきた。ところが、別稿で指摘した如く、一八世紀前半に当家の財政は頗る悪化し、所領売却の事実さえ見受けられた<sup>59)</sup>。然らば、本稿で検証した土地購入は他方での所領売却と如何に係っていたのであろうか。ここでは、ロンドンの銀行口座の会計簿と所領会計簿から、土地購入資金の調達の方法を分析する。

当家は土地所有権、騰本保有権、十分の一税徴収権のリース権、及び抵当権の購入に各々20,707 磅2 志1 片、5,412 磅、1,320 磅15 志、1,321 磅3 志4 片、総額28,761 磅5 片を費した<sup>60)</sup>。

これは21 年間にわたって支出されたのであるから、単年度の支出はおよそ1,398 磅に見積られる。この額は1726 年度を基準にすれば、総所領収入の僅か10 パーセントに過ぎなかった。とはいえ、購入資金の中心に所領収入が据えられるわけではない。

資金調達は大概、次の四つに集約される。即ち、それは所領収入、既存の所有地への抵当設定ないしは売却、ロンドンの銀行業者ホアからの借入れ、更には証文や分割払いであった。

また、土地購入の先の三つの時期の財政事情と密接に関連するので、以下では再度これらの期間に分けて検討する。

まず、初代公爵の晩年期では土地購入費用9,078 磅のうち、帳簿上何らかの形で支払い済みになっていたのは6,632 磅であった。残りの2,446 磅は未払いのまま後見期に繰り越された。

当期間の支払い分は所領収入で933 磅が賄われ、ホアの手形で5,699 磅が決済された<sup>61)</sup>。

このうち、所領収入が充当されたのは購入が中心所領で行われ、かつ、価額が200 磅ないしは300 磅の比較的小規模なばあいに限れた。詳

しくみれば、ウィドムーアプールのアイザック・バターリーIssac Buttery、ラティクリフのジョン・ピルキングストン、同じくマシュー・シモンズ Mathew Simmons から購入した自由保有地の代金210 磅10 志、280 磅、250 磅は何れも本領を差配するジョン・ゲイス John Gace の所領会計簿から支払われている<sup>62)</sup>。

それに対して、手形は周辺所領での購入の全てと中心所領での大規模な購入において発行された。ウィルトシア、イースト・グリムステッドの自由保有地の代金340 磅とマンディー郷紳から購入したラティクリフの所領の代金6,455 磅などはホアの手形で支払われた<sup>63)</sup>。

この手形はホアの元にある公爵の口座で振り落された。口座には毎年周辺所領からの収入が送金され、常に一定の残高が確保されるようになっていた<sup>64)</sup>。しかし、当家が充当した資金はそうした収入から得られたものではなかった。

同じ口座には抵当設定から調達された多額の資金も振り込まれている。この種の記載としてウェスト・ディーンを抵当にした総額19,455 磅があげられる<sup>65)</sup>。

それ故、口座が初代公爵の末年の1725 年の締めで754 磅3 志の繰り越し金があったとしても<sup>66)</sup>、実質上の収支は18,700 磅余りの赤字になる。そして、この赤字分の僅か45 パーセント弱だけが土地購入に活用された勘定になる。

こうして、初代公爵晩年期の所領形成は周辺の所領への抵当設定が資金の大部分を提供した。また、そこでの支払いはロンドンの銀行口座を介した故に、手形が発行された。

後見期は前の期間とは異なって、購入代金は全て所領会計簿に計上され、所領収入で支払われた。年度ごとの記載額は26 年度595 磅11 志2 片、27 年度557 磅13 志5 片、28 年度84 磅11 志3 ¾片、29 年度389 磅9 志11 片、30 年度393 磅17 志4 ¾片、31 年度961 磅10 志、32 年度257 磅15 志2 ½片である<sup>67)</sup>。

この総額は3,140 磅11 志5 片となり、前の期間からの繰り越し金2,446 磅のうちの2,096 磅

15 志が含まれている。残りの繰り越し金についても、後見期には初代公爵の債務が完済されたといわれていることから<sup>68)</sup>、全て清算されたものと思われる。但し、所領会計簿にはその分の記載は見当たらない。

何れにせよ、所領会計簿の分析が示すのは、後見期の所領拡大は経営の枠内で計られたことである。それは後見人が資産の保全と所領の管理を第一義的に義務づけられたからである。

第二代公爵の直接経営期をみると、主たる資金調達はその売却及び証文や分割払いに依った。

土地所有権の購入総額 10,585 磅 5 志 8 片のうち、6,466 磅 5 志 4 片はヨークシアのウザサム Wothersome とイングルビー Ingleby の二所領の売却から資金調達された<sup>69)</sup>。その売却代金は 41 年と 42 年の併せて 5,677 磅 7 志 4 片のカトグレイヴ所領、43 年のラクストンの 188 磅 18 志の土地、更には同年のガムストンの 600 磅の自由保有地の購入に当てられた<sup>70)</sup>。

また、証文と分割払いはパドビー村落の騰本保有権の一括買い上げにおいてみられた。この 5,412 磅の購入は 8 ないし 9 年の分割払いで 1,602 磅が支払われ、残りの 3,810 磅は証文で決済された<sup>71)</sup>。

証文の裏書きを吟味すると、支払われるべき代金は公爵の元に留保され、元金に対して毎年一定の利息が支払われたのが知れる。それ故、証文に依る譲り受けは所有権を得る代わりに、恰も抵当権が設定されたかの如くである。確かに証文は担保が設定されなかったけれども、法的保証が与えられた。

証文が元金の弁済を猶予した期間は個別には著しく相違したとはいえ、大概長期に及んだ。先のジョン・ディーンの 40 磅の代金は息子の徒弟の終了時に支払われることになっていた<sup>72)</sup>。また、インガム Ingham 未亡人には生涯にわたって 450 磅の売却代金に対して年 5 パーセントの利息が支払われ、元金は彼女の死亡後に息子のウィリアム William に手渡される手筈が

明記されている<sup>73)</sup>。

ところで、当期間の財政は甚だしく逼迫していた。1745 年の時点において、当座借り受けと抵当債務は 66,000 磅の負債を計上し、利子は年間 2,640 磅に達した<sup>74)</sup>。実に、これは 1737 年から 44 年にかけての所領売却に依って、48,712 磅の負債が清算された後に残されたものであった<sup>75)</sup>。

従って、直接経営期は総額 11 万磅にのぼる膨大な債務を抱え、厳しい財政逼迫に陥っていたが故に、本領の拡大のためには証文や分割払いに依る長期の繰り延べ、或いは周辺所領の売却が余儀なくされた。

第四節を纏めてみると、土地購入が所領収入に依拠して進められたのは後見期だけであったことが判る。他の期間はロンドンの銀行口座に多額の債務が累積する最中に、所有地の拡大が計られた。この債務は初代公爵の晩年期にはなお弁済しうる規模と見做されたので、資金は周辺所領の抵当設定から調達された。

然るに、第二代公爵の直接経営期は債務の累積は返済能力を越える程であったために、既存の信用からの借入れは著しく制約された。それにも係らず、ここでは敢えて周辺所領の売却、或いは証文や分割払いという譲渡者への直接的な信用依存が計れた。

## 五

本稿では、一八世紀前半の土地市場の実態を明らかにしつつ、キングストン公領の形成のあり方を探ってきた。

当ピアポント家は一七世紀後半から一八世紀初めにかけて、相続と婚姻に依って大所領を構築した。しかし、相続と婚姻が齎した所領は本領からは遠隔の地に所在したが故に、公領は自ずと所領が散在した。

それに対して、一八世紀前半において 99 件、総額 26,119 磅 2 志 1 片の土地が購入された。この土地市場を媒介とする所領形成は相続や婚姻

とは異なり、本領が拡充した。本領での土地集積は初代公爵の晩年期から第二代公爵の直接経営期まで、全期間を通じて一貫して押し進められた。就中、それは総件数の85パーセント、総価額の89パーセント余りを占めた。他方で、僅か14件だけではあるけれども、周辺所領においても土地購入が認められる。尤も、そうした購入は主に困込みという特別な事情に依った。

ところで、本領拡大の契機となった活発な土地市場の存在はノッティンガムシアという地域特殊性だけに限らず、地主の全般的財政悪化にも規定されていることが窺える。

先ず当地の特殊性として開放耕地制度の堅固な残存が挙げられる。農業がこの制度のもとで営まれていたために、一八世紀前半の農業不況の打撃が極めて大きかった。殊に、小農は経済的困窮や小経営の限界に直面し、結局保有地を手離しに至ったことが土地への過大な抵当設定から判る。また、分割相続に依る農民保有地の細分化はより一層の経営条件の悪化を惹き起こすことで、売却を促したといえる。

更に、所有地を纏るにあたって、多数の騰本保有権や十分の一税徴収権のリース権の購入が必要であったのも、開放耕地制度の残存に依り、所有権の一元化が達成されていなかったからである。

ところで、財政の悪化が地主所領売却の原因であったことは、当家の所領売却のばあいから推察し得る。当時、大地主といえども財政状態は著しく逼迫しており、従って、負債の清算のために所有地の売却が余儀なくされた。地主の所領売却は件数が僅かであっても、規模が大きかったので、土地市場の主要な構成要素であった。因に、当家が購入した所領は併せて2件だけに過ぎなかったけれども、総土地購入価額の38パーセント余りを占めた。

そうした土地市場への地主の係り合いは頗る積極的なものがあった。特に、土地市場に通曉した立場の利用や高額支払いの提示に依って、土地が購入された。

尚、土地購入は後見期を除いて、財政逼迫のもとで押し進められた。そして、それは主として既存の所有地への抵当設定ないしは売却、ロンドン銀行業者ホアからの借入れ、更には証文や分割払いに依って資金が手当された。何故、財政悪化にも係らず、こうした方策を以てまでも、本領が意識的に拡充されたかの事由については、稿を改める。

## 註

- 1) John Habakkuk, "The Rise and Fall of English Landed Families, 1600-1800", *Transactions of the Royal Historical Society* vol. XXIX (1979), p. 193; Peter Roebuck, *Yorkshire Baronets 1640-1760*, Oxford University Press (1980), pp. 54-55. 個別的にも所領の散在性はみてとれる。ノーフォークのクク所領やノッティンガムシアのキングストン公領は幾つかの州に跨っていた。拙稿、「一八世紀イギリスにおける大所領の管理の実態」(『社会経済史学』第四十八巻第六号, 1983年), 53-54頁。R.A.C. Parker, *Coke of Norfolk: A Financial and Agricultural Study, 1707-1842*, Oxford (1975), pp. 1, 126.
- 2) 僅かハバカクの見解が紹介されているだけである。しかし、そこではノーサンプトンシアとベドフォードシアが取り上げられ、両州が鳥瞰されているに過ぎず、個別具体的に仔細な検討はなされていない。ハバカク, 『一八世紀イギリスの農業問題』(川北稔訳, 未来社, 1967年)。
- 3) 当公領の概略については、拙稿, 前掲論文 53-54頁を参照のこと。
- 4) 個別研究で知られるカンブリアのラウザー Lowther 家や前述のキングストン公ピアポイント家, クック家は何れも一八世紀において傍系に相続されていった。J.V. Beckett, *Coal and Tobacco: The Lowthers and the Economic Development of West Cumberland 1660-1760*, Cambridge University Press (1981), p. 206; G.E. Mingay, "The Agricultural Depression 1730-1750", *Economic History Review* (以下 Ec. H.R. と略記), Vol. VIII, (1956), p. 206; Parker, op. cit., p. 61. また, J.V. Beckett, "English landownership in the Later Seventeenth and Eighteenth Centuries", *Ec. H.R.*, Vol. XXX (1977), p. 576 に依れば, 当世紀公爵家の六つの一つは子孫をもうけられなかった。

- 5) B.A. Holderness, "The English Land Market in the Eighteenth Century: the Case of Lincolnshire", *Ec. H.R.*, Vol. XXVII (1974), pp. 568-571.
- 6) J.V. Beckett, "English Landownership in the Later Seventeenth and Eighteenth Centuries", pp. 570-572.
- 7) *Ibid.*, p. 570. カンプリアへの貴族の関心の欠除は当地に所領をもつ貴族の財政逼迫がその一因と考えられた。そうした貴族に第三代ロンズディール Lonsdale 子爵, カーライル Carlisle 伯, 第七代サマーセット Somerset 公があげられる。
- 8) Parker, *op. cit.*, p. 38.
- 9) *Ibid.*, p. 26.
- 10) *Ibid.*, pp. 13-20, 26-27.
- 11) J.V. Beckett, "Landownership and Estate Management" (chapter 6, *The Agrarian History of England and Wales VI 1750-1850*, ed. by G.E. Mingay, Cambridge University Press 1989), p. 57. 尚, 入札に依る売却の数は 1778-1811 年に着実に増え, ジョージ三世治世において売却が目的で限嗣相続を破棄するために通過した所領法 estate act は 1,672 にのぼった。
- 12) 本史料は British Library の Egerton Manuscript (以下 Eg. と略記) に所蔵されている土地購入に関する記録であり, 購入地について, その所在地, 種類, 価格, 年度, 地代, 売却者名, 購入目的が記載されている。尚, 対象期間が 1723-43 年の範囲に限定されているのは, 所領の管理体制が整備されたのが後見期の始まる 1726 年以降であり, 従って, 同年度の近辺からしか購入の実態が判明しなかったため, また 1743 年で終わっているのは 45 年にソーズビーの邸宅が消失してしまい, 直ちにその再建に係って, 土地を購入する余裕がなかったためと推察される。邸宅の消失と再建については, G.E. Mingay, *Landownership and Agrarian Trends in the Eighteenth Century*, Ph. D. thesis (1958), pp. 203-204 を参照。
- 13) ノッティンガム大学 Manvers Collection (以下 Ms. と略記) に所蔵。
- 14) 拙稿, 前掲論文 54 頁。
- 15) Ms. 4510-11.
- 16) *The Dictionary of National Biography*, Oxford (1973), pp. 1148-52.
- 17) *Ibid.*, pp. 1149.
- 18) Ms. 4511, pp. 23, 92.
- 19) Ms. 4509, p. 29.
- 20) Eg. 3528.
- 21) *Ibid.*, p. 19.
- 22) *Ibid.*, p. 19.
- 23) *Ibid.*, p. 19.
- 24) 拙稿, 前掲論文 51-52 頁。
- 25) Eg. 3528, pp. 2-4.
- 26) *Ibid.*, p. 4.
- 27) *Ibid.*, p. 9.
- 28) *Ibid.*, p. 9.
- 29) *Ibid.*, p. 9.
- 30) *Ibid.*, pp. 12-13.
- 31) *Ibid.*, p. 13.
- 32) *Ibid.*, p. 13.
- 33) *Ibid.*, p. 20.
- 34) *Ibid.*, p. 20.
- 35) *Ibid.*, p. 14.
- 36) *Ibid.*, p. 20.
- 37) Ms. 4563, p. 95.
- 38) Eg. 3528, p. 20.
- 39) *Ibid.*, p. 20.
- 40) *Ibid.*, p. 20.
- 41) G.E. Mingay, "The Size of Farms in the 18th Century", *Ec. H.R.*, Vol. XIV (1962), p. 469.
- 42) Roebuck, *op. cit.*, p. 41. Habakkuk, *op. cit.*, p. 201.
- 43) Eg. 3528, p. 6.
- 44) *Ibid.*, p. 20.
- 45) *Ibid.*, p. 20.
- 46) *Ibid.*, p. 20.
- 47) *Ibid.*, p. 20.
- 48) Holderness, *op. cit.*, p. 571.
- 49) Eg. 3528, p. 20.
- 50) *Ibid.*, p. 20.
- 51) Mingay, "The Agricultural Depression 1730-50", p. 327.
- 52) Mingay, Ph. D. thesis, pp. 211-13.
- 53) 拙稿, 前掲論文 66-67 頁。
- 54) Eg. 3528, p. 5.
- 55) *Ibid.*, pp. 2-5.
- 56) Holderness, *op. cit.*, p. 576.
- 57) Eg. 3528, p. 9.
- 58) *Ibid.*, p. 15.
- 59) 拙稿, 前掲論文 71-72 頁。
- 60) Eg. 3528, pp. 6, 14, 19, 20.
- 61) Ms. 4354, pp. 1-10.
- 62) *Ibid.*, pp. 5-6.
- 63) *Ibid.*, p. 9.
- 64) 拙稿, 前掲論文 63-64 頁。
- 65) G.E. Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, Routledge and Kegan Paul (London), 1963, p. 69.
- 66) Ms. 4354, p. 2.
- 67) Ms. 4510, 4514, 4518, 4522, 4526, 4530, 4533.
- 68) Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, pp. 68-69.
- 69) Ms. 4354, p. 211-212.

- 70) Eg. 3528, p. 20.
- 71) Ms. 4510, p. 168.
- 72) Eg. 3528, p. 20.
- 73) Ibid., p. 20.
- 74) Mingay, Ph. D. thesis, p. 211.
- 75) Ibid., p. 210. ここには売却された所領名とその価額が記されている。1737年ウィルトシアとハンブシアの所領の一部、40年ノッティンガムシアの周縁部に位置したスタートン Sturton 所領, 更にはウィルトシアのウイドカム Widcomb とリンカム Limcomb 所有地。価額はそれぞれ 43,470 磅, 3,360 磅, 1,882 磅であった。